

令和6年10月17日

会 員 各 位

公益社団法人 不動産保証協会滋賀県本部  
本部長 伊藤 靖  
教育研修委員長 津田啓吾

## 「令和6年度第3回滋賀県指定法定研修会（eラーニング形式）」の 実施について（ご案内）

平素は当本部の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、滋賀県本部主催による「令和6年度第3回法定研修会（eラーニング）」を下記要領により実施いたします。

本研修会は、宅地建物取引業法第64条の6の規定に基づく法定のものとなりますので、必ず受講していただきますようお願い申し上げます。

なお、諸事情により、今般のeラーニング方式による研修会を受講することが困難な方は、会場視聴会を予定していますので、別紙参加申込書にてご出席を下さいますようお願いいたします。

### 記

実施期間	<u>令和6年11月1日（金）から11月30日（土）まで</u>
講義内容	「借地借家法の体系的理解と実務」【借地編】 ～立法の背景から活用・トラブル事例まで～  講師 弁護士 吉田修平氏（約180分）
受講方法 (eラーニングとは)	<u>上記実施期間中、任意の時間において、受講者のオフィス、自宅、その他インターネットアクセスが可能かつ受講に適した場所で、「ラビーネット」にアクセスし、「全日保証eラーニング研修会」のコンテンツから講義動画を視聴する方法</u>  ※「ラビーネット」URL <a href="https://portal.rabynet.zennichi.or.jp/">https://portal.rabynet.zennichi.or.jp/</a> ※受講するにはラビーネットのIDとパスワードが必要となります。 IDとパスワードが分からない場合は、下記までお問い合わせください。
動作環境	安定した動画再生ができるパソコン・タブレット等の端末とインターネット回線
受講対象者	当本部に所属する会員の代表者、宅地建物取引士及び宅地建物取引業の業務に従事し、又は従事しようとする者 ※滋賀県内に所在する本店又は支店について、それぞれ各事務所にて1名以上の受講が必須となります（他の都道府県に所在する支店は対象外です）。
受講完了条件	講義動画の全編（全ファイル）を最後まで視聴し、講義ごとに設定された効果測定 の設問について5割以上正解すること ※研修済証は効果測定終了後に必要な方のみダウンロードいただく形式となります。
問い合わせ先	公益社団法人 不動産保証協会滋賀県本部 事務局 TEL：077-523-5151 / FAX：077-523-5259 / Mail：shiga@kinki.zennichi.or.jp

以上